

現場説明書補足事項

(令和2年4月版)

工事計画・施工計画について

1. 仮設計画は、安全に十分配慮し、監督員と協議し決定すること。
2. 受注者は、施設職員、施設利用者等の安全に最大限配慮し、避難経路の確保について、監督員（関連工事がある場合にあつては、監督員及び関連工事受注者）と事前協議のうえ適切な対策を講じること。

近隣及び施設への環境・安全対策について

3. 道路、人家若しくは既存建物に接し、又は人の通行路に近く危険な場所には、必要に応じて防災網・シート等を張り交通整理をするなど、適切な処置をして危険防止に努めること。
4. 工事現場、運搬経路等については、騒音・粉塵により公衆に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意するとともに苦情が発生した場合には、速やかに監督員へ報告し、責任をもってその処理を行うこと。
5. 掘削により漏水が発生した場合、直ちに監督員に報告し、当該漏水箇所を復旧しなければならない。なお、当該復旧等に係る費用は、監督員がやむを得ない事情があると認める場合を除き、受注者の負担とする。
6. 交通誘導警備員を必要に応じ適切に配置し、施設職員、施設利用者等の安全を確保するよう努めること。また、警備業法第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
7. 工事の施工にあたっては、排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械を使用すること。
8. 撤去工事等、騒音が発生する工事については、あらかじめ監督員、施設管理者等と協議し、周辺への影響を最小限に抑えるよう、適切な防止対策を講じること。
9. 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のもので適切な保守管理を行うこと。
10. ピット等の酸素欠乏の恐れがある場所で作業する場合、酸素欠乏症等防止規則を遵守し、ピット等の換気、濃度測定により安全を確認したうえで、作業を実施すること。

工事写真について

11. 工事写真は工事の着手前の状況・工事の進捗状況・工事工程詳細・完成の段階毎に撮影・整理し、提出すること。撮影方法等は、「工事写真撮影ガイドブック（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとし、以下の点に注意する。
 - 1) 場所及び寸法が確認できるように撮影すること。特に埋設部・隠ぺい部・下地材等については、確実に撮影すること。
 - 2) 搬入材料はメーカー・規格・数量等が確認できるように撮影すること。
 - 3) 工事黑板には、原則として日付を記入すること。
12. デジタルカメラ等の電子媒体は、下記の項目に該当する製品・性能・耐久性を持つものとする。
 - 1) デジタルカメラは300万画素数以上とする。
 - 2) プリンターは2,400dpi以上とする。

13. 写真印刷は、5年間以上は色落ち、色褪せ、変色、変質しない用紙、プリンターインク、トナーを使用すること。
14. 写真サイズはL版程度とする。
15. 工事写真は、紙ベース1部、アルバム形式で保存したCD-R1部を提出する。
16. 工事写真の全部又は一部について、工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、小黑板情報電子化写真を納品するときは、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するソフトウェアを使用して、工事写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員に提出すること。

大型自動車について

17. 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車について、過積載等の違法運行の防止に努めること。
18. 荷物を積んだ状態で高さ3.8m（高さ指定道路の場合4.1m）を超える車両、又は長さ12m若しくは積載物を含んだ長さが車両長さの1.1倍を超える車両は、事前に警察署、道路管理者の許可が必要となる。受注者は、法令遵守するとともに、制限値を超えない場合でも、出発前に積んだ荷物の高さを確認し、高さ制限のある高架等との接触事故を起こさないよう周知徹底すること。

松山市指定看板について

19. 松山市指定看板は、請負金額1億円以上、又は交通制限がかかるなど近隣に周知の必要性が高い工事の場合に、公衆の見やすい場所に掲げる。（別紙1 工事看板設置基準 参照）

工事特性・創意工夫・社会性等の評価について（成績評定対象工事 加点对象）

20. 地場産業の振興並びに中小企業対策等地域経済の活性化のため、当該工事において、下請施工を行う場合及び施工に必要な建設資材・建設機械等の購入・リースについて、地元業者を優先して利用すること等に配慮するよう努めること。
21. 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として特に評価できる項目について実施しようとする場合は、実施しようとする内容を、実施前に所定の様式により、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、実施するものとした項目の実施状況を、工事完成時まで所定の様式により、監督員に提出しなければならない。

建設副産物実態調査票の提出について

22. 受注者は、建設副産物（産業廃棄物・建設発生土・有価物）の発生・搬出の有無にかかわらず、建設副産物実態調査票を建設副産物情報交換システム（COBRIS）によりデータ入力・登録し、工事完成時に、『再生資源利用促進実施書』の様式にて提出すること。

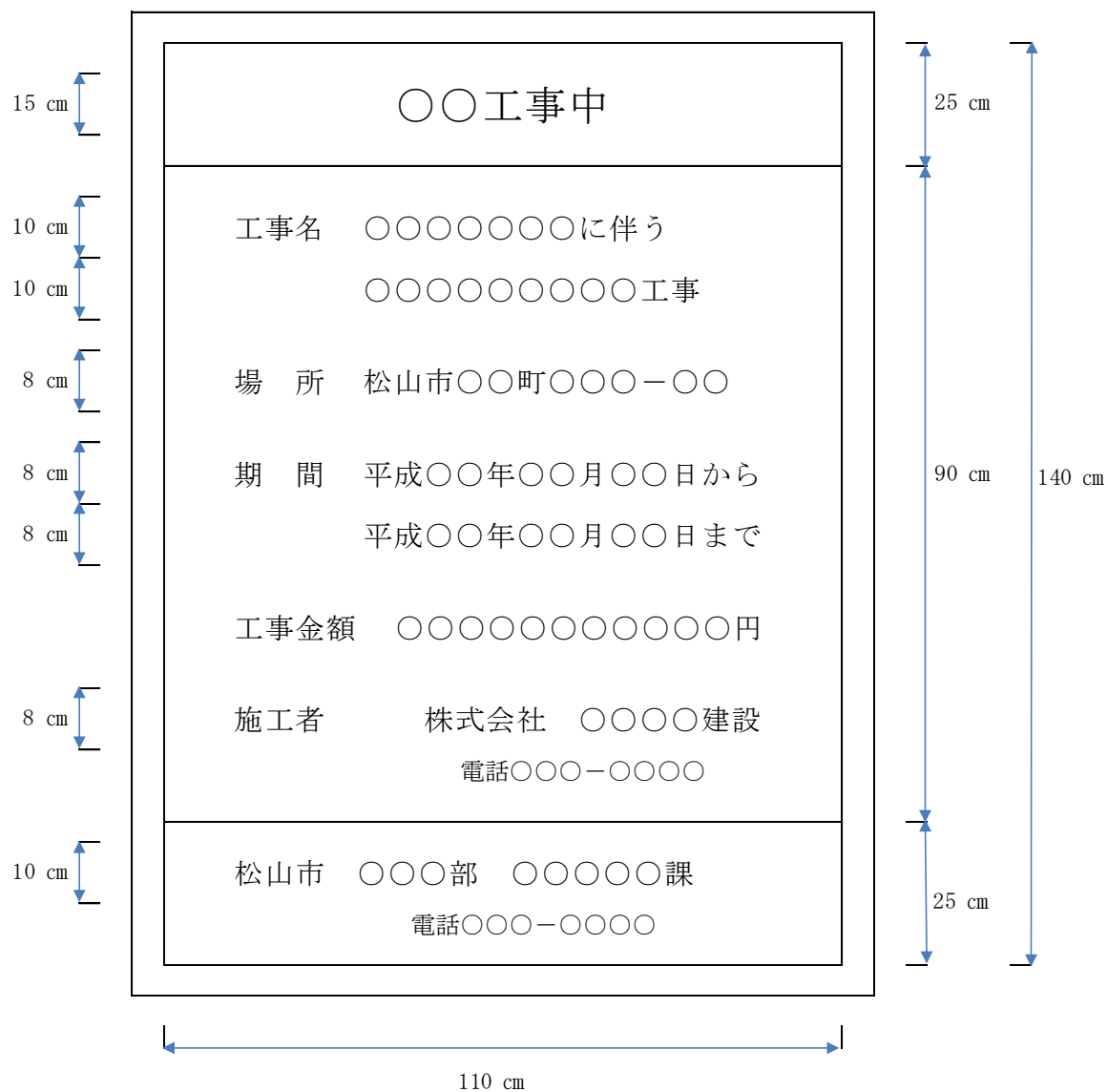
契約不適合責任期間満了時の確認検査について

23. 契約不適合責任期間満了前に、受注者立会いの上、市担当者による確認検査を実施する。この場合において、契約不適合部分が認められたときは、市に責がある場合を除き受注者の負担において手直し等を行うものとする

工事看板設置基準

(様式 1)

(1) 工事標識



1. 工事金額は、1億円以上の場合に表記する。
2. 設置箇所は、公衆の見やすい位置とする。
3. 色彩は、「〇〇〇工事中」を赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。